

## 埼玉県公的病院協議会補助金交付要綱

平成15年10月 9日 医第2713号

一部改正

平成17年10月19日 医第798号

一部改正

平成18年11月28日 医第1055号

一部改正

平成20年 6月20日 医第602号

一部改正

平成31年 4月 1日 医第456号

一部改正

令和 3年 4月 1日 医第645号

一部改正

令和 4年 4月 1日 医第489号

(趣旨)

第1条 県は、埼玉県公的病院協議会の活動を促進し、健康福祉行政の推進を図るため、当該団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 補助の対象となる経費は、埼玉県公的病院協議会の事業及び運営に要する経費とする。

(補助額)

第3条 前条の経費に対する補助額は100,000円とする。ただし、当該所要経費の額を超えないものとする。

(交付申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(記載事項)

第5条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

- (1) 歳入歳出予算書
- (2) その他参考資料

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更（知事が定める軽微

な変更を除く。) をする場合においては、知事の承認を受けること。

- (2) 補助事業等中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においてはすみやかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第5号によりすみやかに知事に報告しなければならない。

なお、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第8条 団体の長は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第9条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、その提出期限は、事業完了後1か月以内又は翌年度の4月30日のいずれか早い日までとする。

(添付書類)

第10条 前条の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業にかかる歳入歳出決算(見込)書
- (2) その他参考資料

(確定通知書の様式)

第11条 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(書類の整備等)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、

かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。  
2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日に属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する制約)

第13条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する制約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

2 知事は、補助事業者が別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反したことが判明した場合には、交付決定を取り消し、返還を命ずることができる。

附 則

この要綱は、平成15年10月9日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年10月19日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年11月28日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年6月20日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

様式第1号

年度埼玉県公的病院協議会補助金交付申請書

第 号  
年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

所在地

名称

代表者氏名

下記により 年度埼玉県公的病院協議会補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 事業の目的
- 3 事業計画書
- 4 添付書類
  - (1) 歳入歳出予算書
  - (2) その他参考となる資料

様式第2号

年度埼玉県公的病院協議会補助金交付決定通知書

医 第 号  
年 月 日

埼玉県公的病院協議会  
会 長 様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で申請のあった、年度埼玉県公的  
病院協議会補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付決定額 金 円
  - 2 支払方法 概算払
  - 3 交付条件
    - (1) 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
    - (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
    - (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。
    - (4) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第5号によりすみやかに知事に報告しなければならない。
- なお、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

様式第3号

年度埼玉県公的病院協議会補助事業実績報告書

第 号  
年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

事務所の所在地

名称

代表者氏名

年 月 日付け医第 号で補助金の交付決定を受けた 年度  
埼玉県公的病院協議会補助事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第  
13条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 補助事業の成果
- 3 補助事業の実施期間 年 月 日から  
年 月 日まで
- 4 事業報告書
- 5 添付書類
  - (1) 歳入歳出決算(見込)書
  - (2) その他参考となる資料

様式第4号

年度埼玉県公的病院協議会補助金交付額確定通知書

医 第 号  
年 月 日

埼玉県公的病院協議会  
会 長 様

埼玉県知事

年 月 日付け医第 号で補助金の交付決定の通知をした  
年度埼玉県公的病院協議会補助金については、年 月 日付け医第  
号の実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定する。

記

交付確定額 金 円

様式第5号

第 号  
年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

所在地  
名称  
代表者氏名

年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け医第 号で補助金の交付決定のあった 年度埼玉県  
県公的病院協議会補助金について、交付決定通知書により付された条件に基づき、下記  
のとおり報告します。

記

1 補助金の交付確定額又は事業実績報告額

金 円

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税仕入控除税額（要県補助金返  
還相当額）

金 円

注：別添参考となる書類（2の金額の積算の根拠を示す書類等）

別紙

### 暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

―― 以下(5)(6)の条項は、補助事業を実施するに当たり、第三者への委託等が発生する場合に必要な応じ記載する ―――

(5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が(1)から(4)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、(1)から(4)までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（(5)に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。